１０

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

■ 用語について

○ 性的指向（Sexual Orientation）とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

○ 性自認（Gender Identity）とは、性別に関する自己意識をいいます。

○ 性同一性障害（Gender Identity Disorder：GID）とは、生物学的な性と性自認が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

＜参考：性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抜粋）＞
第二条　この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

※ Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI（ソジ）」との表現もあります。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関する取組の経緯

平成15年

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の成立（平成16年7月施行）

○一定の要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること、
○性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い、などを規定。

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

○「性同一性障害に 関する教育相談等」があったとして、606件の報告。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答頂いた件数。

平成27年

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

○性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援 などを通知。

平成28年

教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」
（文部科学省HP：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm ）

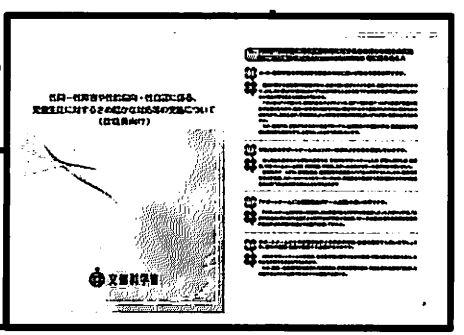

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。」

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

○ 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

○ 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。

○ 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

（別紙）性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服　装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪　型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授　業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水　泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

※上記は**あくまで対応の一例**です。
画一的に例示のとおりの対応をするのではなく、まずは**当該児童生徒や保護者とよく話し合い、個別の事情に応じた対応をしていただくようお願いします。**

【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm